

香川県条例第1号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
(指定試験機関等への納付等) 第4条 略				(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1	略			1	略		
2	公の施設の使用料			2	公の施設の使用料		
(1)～(4)	略			(1)～(4)	略		
(5)	香川県立 農業大学校 略 技術研修科			(5)	香川県立 農業大学校 略 技術研修科		
	受講料				受講料		
	就農準備研修（Ⅰ期）	1人につき 1研修	23,320円		就農準備研修	1人につき 1研修	17,800円
	就農準備研修（Ⅱ期）	1人につき	23,320円				

(6)～(35) 略	略	き1研修	
------------	---	------	--

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～138 略			
139 電気工事士免状書換え手数料		1件	2,700円
140～145 略			
146 液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	略 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	1件	98,000円
147 略			
148 液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料		1件	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
149～419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査	1頭1回	720円

(6)～(35) 略	略		
------------	---	--	--

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～138 略			
139 電気工事士免状書換え手数料		1件	2,100円
140～145 略			
146 液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	略 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	1件	11万円
147 略			
148 液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料		1件	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
149～419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査	1頭1回	400円

	結核検査 略	1頭1回	<u>770円</u>
421・422 略			
422の2 動物 用生物学的製 剤使用許可申 請手数料	豚熱予防液使用	1頭1回	<u>70円</u>
423～435 略			
436 畜舎建築 利用計画認定 申請手数料		1件	<u>7,000円</u>
436の2 畜舎 建築利用計画 変更認定申請 手数料		1件	<u>7,000円</u>
436の3 認定 畜舎等仮使用 認定申請手 料		1件	<u>6,000円</u>
437～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の行政書士試験	1件 <u>10,400円</u>
2～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>11,600円</u> 。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年

	結核検査 略	1頭1回	<u>360円</u>
421・422 略			
423～435 略			
436 削除			
437～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の行政書士試験	1件 <u>7,000円</u>
2～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき <u>9,300円</u> 。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年

<p>丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p>	<p>法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき<u>11,100円</u></p> <p>1件につき<u>10,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>9,800円</u></p> <p>1件につき<u>11,600円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>11,100円</u></p> <p>1件につき<u>11,600円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>11,100円</u></p> <p>1件につき<u>10,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>9,800円</u></p>	<p>丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p> <p>第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験</p>	<p>法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき<u>8,800円</u></p> <p>1件につき<u>8,700円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,200円</u></p> <p>1件につき<u>9,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,800円</u></p> <p>1件につき<u>9,300円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,800円</u></p> <p>1件につき<u>8,700円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,200円</u></p>
<p>7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験</p> <p>第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p> <p>第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p>	<p>1件につき<u>9,000円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>8,500円</u></p> <p>1件につき<u>7,200円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>6,700円</u></p>	<p>7 高圧ガス保安法第31条第1項の販売主任者試験</p> <p>第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p> <p>第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験</p>	<p>1件につき<u>7,900円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>7,400円</u></p> <p>1件につき<u>6,200円</u>。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき<u>5,700円</u></p>
<p>8 液化石油ガスの保安の確保及</p>	<p>1件につき<u>23,200円</u>。ただし、</p>	<p>8 液化石油ガスの保安の確保及</p>	<p>1件につき<u>21,400円</u>。ただし、</p>

び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき <u>22,700円</u>	び取引の適正化に関する法律第38条の5第1項の液化石油ガス設備士試験	電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき <u>20,900円</u>
9～14 略		9～14 略	
15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	1件 <u>8,200円</u>	15 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の宅地建物取引士資格試験	1件 <u>7,000円</u>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。